

令和4年4月25日(月曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

不妊治療費の助成について

不妊治療費の保険適用化に伴い、これまでの不妊治療費助成制度の「一般不妊治療」「特定不妊治療」の区別を撤廃し、下記のとおり助成を開始しました。

対象となる治療 令和4年4月1日以降の治療で、保険適用の対象となる不妊治療
ただし、体外受精・顕微授精は、保険適用の年齢制限および回数制限により保険適用とならなかった場合も市の助成の対象

助成金額 治療開始日から1年間で上限5万円
自己負担額の2分の1以内

助成対象期間 1 出産につき連続する2年間

所得制限・年齢制限はありません。

なお、保険適用化前の不妊治療費については旧制度の助成が適用となります。

お問い合わせ先

健康推進課 母子保健係： 黒川 安輝子 TEL：248-3511

